

令和4年度財政援助団体等監査（監査対象：一般財団法人神戸観光局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
(2) 意見 ア 契約に関する規程の整備について 契約に関しては発注段階だけではなく、履行完了までの間、どのような契約方法をとるか（競争による契約か随意契約か）、随意契約できる場合はどのような場合か、何人以上の者から見積書を徴取するのか、契約書に何を記載するか、どのような場合に契約書の作成が省略できるか、契約内容に変更がある場合はどうするか、契約内容が履行されない場合はどうするか、監督や検査はどうするか、瑕疵担保はどうするか等、それぞれの場面で考慮すべき事項や、とるべき手順、手続きがある。 法人では、契約事務に関して法人内で適用される規程として、「委託等契約事務審査委員会要綱」があり、その要綱で対象としている契約や、審査委員会の所掌事務については、次のように定められている。 一般財団法人神戸観光局 委託等契約事務審査委員会要綱（抜粋） （対象） 第2条 この要綱が対象とする委託等契約とは、次の各号に掲げるものとする。 （1）委託契約 （2）工事・製造以外の請負契約（以下「その他の請負契約」という。）のうち随意契約するもの （3）その他の請負契約のうち予定価格または契約金額が500万円以上のもの （4）その他委員長が必要と認める場合 （所掌事務） 第3条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。ただし、契約の性質が予定価格の設定を要しないと認められる場合、予定価格または契約金額が100万円未満の場合、神戸市行財政局財政部契約監理課に入札事務を委託する場合、および審査委員会による審査が著しく困難または不適切と委員長が認めるものはこの限りでない。 （1）事務事業の委託の適否の判断に関すること。（委託契約に限る） （2）契約先あるいは契約先候補の選定に関すること。 （3）契約金額の10パーセント以上の増加に関すること。 （4）履行期限または期間の30日以上の特長に関すること。 （5）その他契約に関する重要な事項に関すること	契約規程を制定し、令和7年4月1日に施行した。 同契約規程においては、契約相手の選定方法について定めを設け、契約書の原則作成やその代替手段、締結した契約内容に変更が生じた場合の取り扱いについても定めを設け神戸観光局全体に周知を行った。	措置済

令和4年度財政援助団体等監査（監査対象：一般財団法人神戸観光局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
この要綱では、予定価格または契約金額が100万円未満の契約や、物品調達契約、工事請負契約は対象とされておらず、また、上述の、契約に関する事項等を網羅的に定めた規程でもない。 そのため、発注に関しては、複数の者から見積書徴取をした上で発注されている事例がある一方、1者のみから見積書徴取により発注されているが、決裁に業者選定の理由が記載されておらず、そもそも随意契約や見積書徴取に関するルールがないため、その発注が適正か否か不明な事例もあった。また、契約書の作成に関しては、請負や委託契約に際して神戸市の契約約款の様式をそのまま使用している事例がある一方、独自の様式を使用している事例があるなど、契約に関して、法人内において統一的な運用が行われていない。 恣意的な運用によるリスクを回避するとともに、事務の効率化や責任の明確化を図るためにも、契約に関する規程を整備されたい。		